



療育手帳 判定結果

– 交付申請手続きについて –

知的障害者更生相談所では、療育手帳の判定を受けたときの結果を文書でお渡しすることができます。申請書を受け付けてから作成するまでにかかる期間は、約1週間です。そのため、申請当日にお渡しすることはできませんので、ご注意ください。

1. 申請書の様式

■ 本人・家族が申請する場合（1枚）

療育手帳に係る判定結果の交付について（申請）

■ 関係機関（施設や病院等）が申請する場合（計2枚）

療育手帳に係る判定結果の交付について（申請）

関係機関が記入

同意書 本人や家族が記入し、関係機関に提出

◆ 申請書は知的障害者更生相談所のホームページからダウンロードできます。

◆ ダウンロードすることが難しい場合は、知的障害者更生相談所もしくはお住まいの市町村役場福祉課でお受け取りください。

2. 申請から判定結果書類受け取りまでの流れ

① 申請書の提出

申請書に必要事項を記入して、知的障害者更生相談所に提出してください。

<提出方法>

■ 知的障害者更生相談所の窓口へ直接持参する場合

◆ 開庁時間は、平日の8:30～17:15です。

■ 知的障害者更生相談所に郵送する場合

◆ 用紙裏面にある3. 郵送のイメージ図をご確認ください。

〒502-0854

岐阜県岐阜市鷺山向井2563-18

岐阜県知的障害者更生相談所 宛て

- ② 判定結果書類の受け取り
- 知的障害者更生相談所の窓口で直接受け取る場合
 - ◆ 開庁時間は、平日の8:30～17:15です。受け取り可能かどうかについては、お電話でご確認ください。
 - ◆ 原則、申請された方に対してのお渡しとなります。受け取られる方の身分証明書を窓口で提示してください。
- 郵便で受け取る場合
- ◆ 返信用封筒と切手をご負担いただきます。申請のときに、必要な額の切手を貼った返信用封筒（申請者の住所と氏名を記入したもの）を知的障害者更生相談所に提出してください。追跡可能な郵送方法（※）をおすすめします。

普通郵便：110円

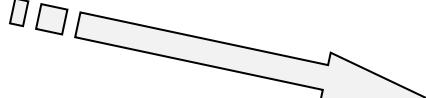
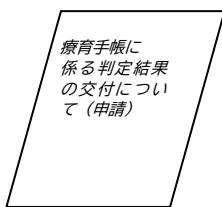
簡易書留（※）：460円

特定記録郵便（※）：320円

普通郵便+速達：410円（110円+300円）

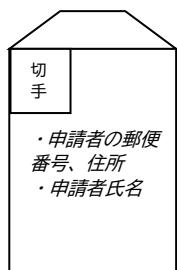
3. 郵送のイメージ図

① 申請書



② 返信用封筒

（切手を貼ったもの）



①申請書と②返信用封筒を
折りたたんで、
知的障害者更生相談所宛ての
封筒に入れてお送りください。

4. 問い合わせ先

- ◆ 電話番号：058-231-9723
- ◆ 住所（返信用封筒の宛名として貼るなどしてご利用ください）

〒502-0854

岐阜県岐阜市鷺山向井2563-18

岐阜県知的障害者更生相談所